

令和 7 年度 当別町における障がい者就労施設等からの物品等調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、本町における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり調達方針を定めるものとする。

2 方針の適用範囲

この方針の適用範囲は、当別町の全組織とする。

3 調達の対象となる施設

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく事業所・施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続及び生活介護支援を行うものに限る）

オ 地域活動支援センター

（2）障害者基本法（昭和 45 年法律 84 号）に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

（3）障がい者を多数雇用している企業

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく特例子会社

イ 重度障がい者多数雇用事業所（次の要件をすべて満たす事業所）

・障がい者の雇用数が 5 人以上

・障がい者の割合が従業員の 20 % 以上

・雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の割合が 30 % 以上

（4）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者

イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達に対する品目等の種類

特に分野を限定することなく、調達に努める。

5 調達目標

前年度の調達実績の総額を上回ることを目標とする。

6 調達の推進方法

- (1) 障がい者就労施設等からの提供可能な物品等についての情報を収集し、各部署へ情報提供を行う。各部署はその情報を基に可能な限り障がい者就労施設等への発注に努める。
- (2) 調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に基づく随意契約制度を活用する。
- (3) 障がい者就労施設等の事情に配慮し、納期や発注状況について考慮する。
- (4) 調達に当たっては、シルバー人材センターや地元中小企業等に十分に配慮しながら進める。

7 調達方針及び実績の公表

- (1) 調達方針を策定したとき又は見直しを行ったときも、町ホームページにより公表する。
- (2) 調達実績については、毎会計年度終了後に概要を取りまとめ、町ホームページにより公表する。